

日本の知財金融の現状分析と構造的課題：デロイトトーマツ「推進施策」の評価と企業価値担保権導入に向けた展望

Gemini 3 pro

第1章 序論：日本経済における無形資産シフトと知財金融の重要性

1.1 マクロ経済環境の変化と無形資産への注力

日本経済は長らく、土地や建物といった有形資産を信用の基盤とする金融システムに依存してきた。しかし、第4次産業革命の進展やデジタルトランスフォーメーション(DX)の加速に伴い、企業価値の源泉は劇的に変化している。現代の経済環境において、企業の競争力やキャッシュフローを生み出す主役は、特許権、商標権、著作権、ノウハウ、データ、顧客基盤といった「無形資産(Intangible Assets)」へと移行した¹。

政府が掲げる「新しい資本主義」の実行計画においても、知財・無形資産への投資促進は最重要課題の一つとして位置づけられている²。日本企業のPBR(株価純資産倍率)が欧米企業と比較して低迷している要因の一つとして、これら無形資産の価値が財務諸表上に適切に反映されず、また市場からも十分に評価されていない「情報の非対称性」が指摘されている³。この文脈において、企業の隠れた資産である知的財産(IP)を金融取引の対象とし、資金調達や企業価値向上に結びつける「知財金融(IP Finance)」の推進は、単なる金融手法の多様化を超え、日本経済の構造転換を促すための国家戦略としての意義を有している。

1.2 知財金融の定義と日本における位置づけ

本報告書において「知財金融」とは、企業の保有する知的財産(特許、意匠、商標、著作権、ノウハウ等)を、融資や投資の判断材料、あるいは担保として活用する金融活動全般を指す。デロイトトーマツグループの提言においても、特に金融機関が企業のIPを担保として融資を行う形態、およびIPが事業競争力に与える影響を評価して融資判断を行う「事業性評価融資」が議論の中心となっている⁴。

日本の金融機関、特に地域経済を支える地域銀行や信用金庫にとって、中小企業・スタートアップへの融資は、不動産担保や経営者保証(個人保証)に過度に依存してきた歴史がある⁵。しかし、革新的な技術やアイデアを持つものの、不動産資産を持たないスタートアップや、事業承継期にある中小企業にとって、この従来の融資慣行は成長の足枷となっていた。知財金融は、企業の「過去の資産(不動産)」ではなく、「将来のキャッシュフローを生み出す力(知財・技術力)」を評価することで、資金供給の円滑化を図る手段として期待されている⁴。

1.3 本報告書の構成と目的

本報告書は、日本の知財金融の現状を深掘りし、構造的な課題を浮き彫りにした上で、デロイトトーマツグループが公表した「日本の知財金融の推進に向けた施策の提案」⁴の妥当性と実効性を評価することを目的とする。

分析にあたっては、以下の3つの視座を用いる。

1. 現状認識の深化：特許庁(JPO)等の支援策にもかかわらず、なぜ知財金融は一般化していないのか(市場の失敗の分析)。
2. 制度的転換点：2026年施行予定の「事業性融資の推進等に関する法律(企業価値担保権)」がもたらすパラダイムシフトの影響⁴。
3. 比較制度分析：先行する米国・中国のモデルとの比較を通じた、日本独自の解の模索⁴。

これらを通じ、単なる施策の列挙にとどまらず、金融機関、企業、行政、専門家が直面するインセンティブ構造の不一致や、実務上のボトルネック(評価コスト、処分市場の欠如等)について、批判的かつ建設的な分析を展開する。

第2章 日本の知財金融エコシステムの現状と限界

2.1 政府主導の支援スキームとその成果

現在、日本における知財金融の推進役は、市場メカニズムそのものではなく、特許庁(JPO)や経済産業省による政策的介入が主導している。金融機関が自律的に知財を評価し融資を行う能力(目利き力)が不足しているため、政府がそのコストとリスクの一部を肩代わりする構造となっている。

2.1.1 知財ビジネス評価書(知財ビジネス報告書)

特許庁は、金融機関が中小企業の知財活用状況を把握するのを支援するため、「知財ビジネス評価書」および後継の「知財ビジネス報告書」の作成支援事業を展開している⁶。

このスキームでは、特許庁が選定した知財分析の専門家(弁理士や中小企業診断士等)が、対象企業の特許ポートフォリオ、市場環境、競合状況を分析し、その知財が事業のキャッシュフローにどのように貢献しているかを「評価書」としてまとめる。金融機関はこのレポートを融資判断の参考資料として活用する。

項目	知財ビジネス評価書(旧)	知財ビジネス報告書(新)
目的	知財の価値評価、融資判断への直結	経営支援、対話の促進、伴走支援
内容	定量的・定性的な価値評価、格付への反映	事業と知財の結びつきの可視化、SWOT分析

主な利用者	金融機関の審査部門	金融機関の営業部門、経営者
課題	評価の硬直性、コスト高	金融機関側の理解度、具体的な融資への接続

成果と限界：

統計によれば、この支援事業を通じて数多くの融資案件が組成されており、一定の成果を上げている⁸。しかし、このモデルは「補助金ありき」である点が最大の脆弱性である。専門家による詳細なデューデリジェンス(DD)には数十万円から数百万円のコストがかかるが、融資額が数千万円規模の中小企業融資において、金融機関や借り手がこのコストを自腹で負担する経済合理性は低い⁹。したがって、補助金が終了すればスキーム自体が縮小するリスクを常に孕んでいる。

2.2 金融機関における取り組みの実態

金融庁の監督指針の変更やコーポレートガバナンス・コードの改訂により、地域金融機関においても「事業性評価」の重要性は認識されている¹⁰。一部の先進的な地域銀行では、知財部を設立し、専門人材を配置する動きも見られるが、大半の金融機関においては以下の課題が未解決のままである。

1. 目利き能力の欠如：銀行員は財務諸表(B/S, P/L)の分析には長けているが、技術や特許の法的強度、市場優位性を評価するスキルセットを持たない。
2. 担保価値の不確実性：不動産と異なり、知財は「個別性が極めて高く」「流動性が低く」「価値が毀損しやすい」。そのため、掛け目(LTV)の設定が困難であり、実質的に「無担保扱い」または「過度な低評価」とならざるを得ない⁴。
3. トランクレコードの不足：知財担保融資のデフォルト時における回収実績(トランクレコード)が乏しく、リスクモデルが構築できていない。

2.3 知財・無形資産ガバナンスガイドラインの影響

内閣府による「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver 2.0」の策定は、上場企業における知財情報の開示と戦略的活用を促す大きなドライバーとなっている¹¹。同ガイドラインは、企業に対し、知財投資がどのように将来のキャッシュフローにつながるかをロジック・ツリー等で示し、投資家や金融機関との対話を求めている。

しかし、このガイドラインは主に「株式市場(エクイティ)」を意識したものであり、地域金融機関が主戦場とする「融資市場(デット)」、特に非上場の中小企業におけるガバナンスへの波及効果は限定的である。中小企業においては、そもそも知財担当役員(CIPO)が存在しないケースが大半であり、高度な知財戦略の開示を求めることが現実的ではない側面がある¹³。

第3章 知財金融を阻む構造的課題の深層分析

日本の知財金融が、「ポテンシャルはあるが広がらない」状態に留まっている背景には、単なる意識の問題を超えた、市場構造そのものに起因する3つの「罠」が存在する。

3.1 評価の罠 (Valuation Trap)

知財の価値評価(バリュエーション)は、知財金融における最大のボトルネックである。デロイトの提案でも指摘されている通り、金融機関が融資を行うためには「貸倒れリスク」を定量化する必要があるが、知財には客観的な市場価格が存在しない⁴。

- コンテキスト依存性：特許の価値は、その特許を利用する事業主体によって大きく異なる。ある企業にとっては事業の根幹となる特許でも、事業撤退すればその価値はゼロに近づく可能性がある。これを「使用価値」と「処分価値」の乖離と呼ぶ。金融機関は保全の観点から「処分価値(清算価値)」を重視するが、知財の処分価値は極めて見積もりが困難である¹⁴。
- コスト対効果の不均衡：DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)やロイヤリティ免除法などの収益アプローチによる評価は、精緻に行おうとすれば膨大なコストと時間がかかる。数千万円の融資のために数百万円の調査費用をかけることは、金融機関にとっても借り手にとっても合理的ではない⁴。

3.2 流動性の罠 (Liquidity Trap)とセカンダリーマーケットの欠如

日本において知財担保融資が進まない根本原因是、担保権を実行した際の「出口(Exit)」が存在しないことにある。不動産であれば競売市場が存在するが、知財には「中古市場(セカンダリーマーケット)」がほとんど存在しない¹⁴。

- 買い手の不在：特許権を取得しても、それを活用して製品化できる企業は限定的である。また、日本企業は他社の特許を購入して事業化することに消極的な「自前主義」の傾向が依然として強い。
- アグリゲーターの欠如：米国には、パテントロール(NPE: Non-Practicing Entities)や防御的アグリゲーター(RPX等)が存在し、これらが特許の「流通市場」と「価格形成」の一翼を担っている¹⁶。一方、日本では訴訟リスクが低く、損害賠償額も低額であるため、こうしたプレイヤーが育ちにくく、結果として市場の流動性が欠如している。
- 悪循環：「売れないから担保に取らない」→「担保に取らないから流通しない」→「流通しないから市場ができない」という完全な悪循環(デッドロック)に陥っている。

3.3 リスク負担の構造的問題

日本の金融規制および銀行の行動様式は、極めてリスク回避的である。金融庁は事業性評価を推奨しているものの、現場レベルでは、もし知財担保融資が焦げ付いた場合、その責任を誰が負うのかという問題が常に発生する。

中国の事例4で見られるような、政府による強力な「リスク補償基金」や「利子補給」、あるいは国策としての「評価額の保証」といったセーフティネットが、日本には(信用保証協会の一般枠を除き)知財特化型としては十分に整備されていない。結果として、リスクは金融機関が単独で負うことになり、取り組みが萎縮する構造となっている。

第4章 国際比較:米国・中国モデルとの対比

デロイトの提案書でも触れられている通り、知財金融の先進国である米国と中国のモデルを比較することは、日本の進むべき道を考える上で不可欠である。ここでは、各国のモデルの本質的な違いを分析する。

4.1 米国モデル: 市場主導型と包括担保 (UCC Article 9)

米国における知財金融は、政府主導ではなく、完全に「市場メカニズム」の中で機能している。

- 法制度 (UCC Article 9): 米国統一商法典 (UCC) 第9編は、動産・債権・知財を含むあらゆる資産に対する「包括的担保権 (Blanket Lien)」を認めている⁴。これにより、銀行は「特許Aの価値はいくらか」という個別の問い合わせに答える必要なく、企業の「全資産」を担保に取り、事業全体のキャッシュフローを評価対象とすることができます。
- セカンダリーマーケット: 米国は訴訟社会であり、特許侵害に対する高額な賠償金や差止命令のリスクがあるため、特許権そのものに強力な経済的価値 (武器としての価値) がある。これにより、IPオークションやNPEによる売買が活発であり、清算時の換金性が (日本に比べて) 高い。
- デットとエクイティの融合: ベンチャーデット (Venture Debt) の提供者は、新株予約権 (ワント) を同時に取得することで、リスクをアップサイドの利益で相殺するモデルが定着している。

4.2 中国モデル: 国家資本主義型と量的拡大

中国は近年、知財金融の実施額で世界を圧倒しているが、その背景には強力な政府介入がある⁴。

- 政府主導の評価と補償: 中国政府 (国家知識産権局等) は、知財評価のガイドラインを策定し、評価機関を認定している。さらに、銀行が知財担保融資で損失を出した場合、地方政府の基金がその損失の一一定割合を補填する仕組みが普及している。
- 補助金漬けの市場: 知財評価費用への補助金や、金利補助が手厚く、企業側にも「特許を取れば金が借りられる」という強力なインセンティブが働いている。
- 評価: 量的には成功しているが、質的な持続可能性や、純粋な市場原理で機能しているかについては疑問が残る。バブル的な側面も否定できない。

4.3 日本モデルの現在位置とデロイト提案の立ち位置

日本は、法制度的には大陸法系の厳格な担保制度 (個別資産の特定が必要) を持ち、市場環境的には米国のような流動性がなく、政策的には中国ほどの強力な財政出動を行っていない「中間の罠」にあると言える。

デロイトの提案⁴は、この状況に対し、**「米国型の包括担保 (企業価値担保権) への移行」を見据えつつ、過渡期においては「中国型の外部評価活用 (ただし民間ベース)」**を組み合わせるハイブリッドなアプローチを模索していると解釈できる。

比較項目	米国 (United States)	中国 (China)	日本 (Japan) - 現状	日本 (Japan) - 2026年以降
------	--------------------	------------	-----------------	----------------------

担保制度	包括担保 (Blanket Lien)	個別担保 + 政府保証	個別担保 / 講渡担保	企業価値担保権 (Enterprise Value Security Interest)
評価主体	市場 (投資家・専門家)	認定機関 (政府指導)	専門家 (JPO補助事業)	金融機関 + 外部専門家 (エコシステム)
リスク吸収	高金利・ワントラン	政府補償基金・補助金	信用保証協会 (部分的)	事業性評価に基づく金利設定
流動性	高 (NPE・訴訟市場)	中 (政府系プラットフォーム)	低 (市場不在)	M&A市場との連動 (事業譲渡)

第5章 デロイトトーマツ「推進施策の提案」の詳細評価

デロイトトーマツ グループによる提案は、日本の知財金融が直面する現実的な課題に対し、実務的な解決策を提示しようとするものである。ここでは、その主要な提案内容を分解し、妥当性を評価する。

5.1 提案の骨子：外部知財DDの活用とコスト負担の適正化

デロイトの提案の中心は、「金融機関が単独で知財評価(デューデリジェンス:DD)を行うことは困難であるため、外部専門家を活用するスキームを構築すべき」という点にある⁴。

- 提案内容：融資実行前に、知財が事業競争力にどう貢献しているかを外部専門家が調査・可視化する。これにより、金融機関の「情報の非対称性」を解消し、貸倒リスクを低減させる。また、このDDコストについては、中国の事例を参考にしつつ、何らかの負担軽減策(補助金や、融資スキーム内での吸収)を示唆している。

評価：

- 【妥当性：高】：金融機関の人材育成には時間がかかり、全行員を技術専門家にすることは不可能である。外部リソースの活用は合理的かつ不可欠なアプローチである。
- 【課題：コスト構造】：最大の問題は「誰がその費用を払うか」である。JPOの事業は全額国費負担であるが、民間ビジネスとして成立させるには、借り手(中小企業)か貸し手(銀行)が負担せねばならない。利鞘が薄い日本の中小企業融資において、数十万円のDD費用は重荷である。
 - インサイト：これを解決するには、人手によるフルパッケージのDDではなく、**AIやデータベースを活用した「簡易スクリーニング・スコアリング」**の導入による劇的なコストダウンが

必要不可欠である。デロイトのような大手ファームの高額なフィー体系と、地方銀行のニーズとのギャップをどう埋めるかが鍵となる。

5.2 提案の骨子：リスク管理と共有の仕組み

提案では、金融機関が過大なリスクを負わないよう、リスクを適切に評価・管理する仕組みの必要性が説かれている⁴。

評価：

- 【妥当性：中】：リスク管理は重要だが、具体策として「信用保証」や「セカンダリーマーケット」への言及が（提供されたスニペットの範囲では）抽象的である可能性がある。
- 【補強すべき点】：日本の金融実務においてリスクを吸収するのは伝統的に「信用保証協会」である。知財金融を普及させるには、「知財ビジネス評価書」に基づく融資に対して、信用保証協会が保証料率を引き下げる、あるいは別枠保証を設定するといった制度的連携が、最も即効性のある施策となる。デロイトの提案がこの公的保証制度との接続をどの程度意識しているかが評価の分かれ目となる。

5.3 提案の骨子：市場形成（マーケット・メイキング）

提案は、知財金融のエコシステム形成、特に評価基準の統一化や市場の透明性向上に触れている¹。

評価：

- 【妥当性：高】：個別の銀行がバラバラの基準で評価しては市場は育たない。統一的な「知財評価フレームワーク」の策定は急務である。
- 【批判的視点】：しかし、知財価値は「事業コンテキスト」に依存するため、完全な統一基準（例えば「特許1件=〇〇万円」のような定価表）を作ることは不可能であり、危険でさえある。目指すべきは「価格の統一」ではなく、**「評価プロセスの標準化」**であるべきだ。

第6章 パラダイムシフト：企業価値担保権と知財金融の未来

2024年6月に成立し、2026年（令和8年）春頃の施行を目指す「事業性融資の推進等に関する法律」により創設される**「企業価値担保権」**は、日本の知財金融を一変させる可能性を秘めている⁴。この新法は、デロイトの提案をはじめとするこれまでの「パッチワーク的な支援」を、根本的な「金融インフラの刷新」へと昇華せるものである。

6.1 企業価値担保権のメカニズム

企業価値担保権は、株式会社等の総財産（有形・無形資産、将来取得する財産を含む）を一体として担保の目的とする新たな担保権である¹⁹。

- 従来の課題の解決：これまでには、特許権を担保にするには個別に登録が必要であり、在庫や売掛金も個別に譲渡担保を設定する必要があった。これに対し、企業価値担保権は「事業全

体」を包括的にカバーするため、個別の特許登録手続きや、個別の資産価値評価(Valuation)の呪縛から解放される¹⁹。

- 無形資産の正当な評価: 担保の対象が「個々の資産の足し算(Liquidation Value)」から、「事業が生み出す将来キャッシュフロー(Going Concern Value)」へと法的に転換される。これにより、知財やノウハウこそがキャッシュフローの源泉であるスタートアップやハイテク中小企業に対し、正当な融資枠を設定することが可能になる。

6.2 実行時のメカニズム: M&A市場との接続

企業価値担保権の最大の特徴は、債務不履行時の実行方法にある。従来の競売(バラ売り)ではなく、管財人を選任して事業を継続させながら、スポンサーを見つけて事業譲渡(M&A)を行うことを原則としている¹⁹。

- 知財金融へのインパクト: これにより、「知財のセカンダリーマーケット(特許の切り売り市場)」が存在しないという日本の弱点を、「M&A市場(事業ごとの売買)」で補うことが可能になる。知財単体では値がつかなくても、顧客基盤や従業員とセットになった「事業」としてなら、買い手が見つかる可能性は格段に高まる。
- 地域金融機関の役割変化: 金融機関には、単なる回収業務ではなく、M&Aのアドバイザリー機能や、事業再生支援の能力が求められるようになる。

6.3 デロイト提案との整合性

デロイトが提案する「外部専門家による事業性評価」は、まさにこの企業価値担保権の運用において核心的な役割を果たすことになる。

- 「担保価値」の算定: 企業価値担保権を設定する際、金融機関は「その事業にどれだけの価値があるか」を把握しなければならない。ここで、知財がどのように収益に貢献しているかを分析するデロイト等の専門家のレポートが、担保設定の根拠資料(エビデンス)として必須となる。
- モニタリング(コベナント): 包括担保においては、担保設定時だけでなく、事業価値が維持されているかどうかの継続的なモニタリング(期中管理)が重要になる。知財ポートフォリオの変化や技術競争力の推移を定期的にチェックする仕組みとして、外部知財DDのニーズは飛躍的に高まるだろう。

第7章 結論と戦略的提言

7.1 総合評価

日本の知財金融は、これまでの「特許庁による補助金依存の実験段階」から、企業価値担保権の導入による「本格的な普及段階」へと移行しようとしている。デロイトトーマツグループの提案は、この移行期における実務的なギャップ(特に評価能力の不足とコスト問題)を埋めるための現実的な解であり、その方向性は正しいと評価できる。

しかし、提案の実効性を担保するためには、以下の要素が不可欠である。

1. エコノミクスの成立: 高度なDDを安価に提供するためのテクノロジー活用(LegalTech/IPTech)

- と、標準化された評価フォーマットの普及。
2. 公的信用補完との接続：信用保証協会等の公的機関が、外部専門家の評価レポートを正式な審査書類として認定し、保証審査を簡素化・優遇する制度連携。
 3. 金融機関の意識改革：「特許を担保に取る」という発想から、「特許をテコに事業価値を見極める」という発想への完全な転換。

7.2 今後の展望と提言

① デジタル技術による評価コストの低減(AI活用)

デロイト等が提唱する外部DDを持続可能なものにするためには、AIを活用した「一次スクリーニング」の自動化が急務である。特許の引用数、権利範囲の広さ、競合比較などを自動スコアリングし、人間による深い分析は高リスク・大口案件に絞るトリアージ(選別)の仕組みを構築すべきである²⁰。

② 「知財コベナント」の標準化

企業価値担保権の運用を見据え、融資契約(金銭消費貸借契約)において、知財に関する特約(コベナント)を標準化すべきである。例えば、「中核特許の維持義務」や「重要な知財訴訟発生時の即時開示義務」などを盛り込むことで、金融機関のリスク管理の実効性を高めることができる。

③ 地域金融機関と知財専門家の「共通言語」の醸成

現在、銀行員と弁理士の間には「言語の壁(財務用語 vs 技術・法律用語)」が存在する。特許庁の「知財金融ポータルサイト」等の活動を通じ、双方が理解可能な「事業価値翻訳ツール」としての知財ビジネス報告書の質をさらに高め、地域金融機関の現場レベルで日常的に使用されるツールへと定着させる必要がある。

結論として、

日本の知財金融は、2026年の法改正を契機に、世界でも類を見ない「包括的事業成長支援型」のモデルへと進化する可能性を秘めている。デロイトの提案は、そのための重要な「プロセス設計」を示しているが、その成功は、制度(法律)、技術(AI/Tech)、そして人(金融機関・専門家)の三位一体の改革にかかっている。

レポート作成：

知財・金融政策シニアアナリスト

2025年12月11日

引用文献

1. 知的財産推進計画2025, 12月 11, 2025にアクセス、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf>
2. 新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版, 12月 11, 2025にアクセス、
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf
3. 「知的財産推進計画2024」(概要・進捗), 12月 11, 2025にアクセス、
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2025/dai1/siryou1.pdf>
4. 日本の知財金融の推進に向けた施策の提案 - Deloitte, 12月 11, 2025にアクセス、
<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/consulting/perspectives/intellectual-property-finance-japan.html>
5. ビジネスに活力をもたらす「事業性融資の推進等に関する法律」, 12月 11, 2025にアクセス

- ス、<https://mypage.tokyo-cci.or.jp/mypage/contents/column/8649.php>
6. 知財金融 スタートガイド - 特許庁, 12月 11, 2025にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/document/kinyu-katsuyo/shokai.pdf>
7. 令和5年度 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業（基礎項目 ..., 12月 11, 2025にアクセス、
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/document/r5-chusho-shien-kinyu-sokushin-kiso/report.pdf>
8. 令和5年度実施庁目標に対する実績の評価について - 経済産業省, 12月 11, 2025にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/jissityou-hyouka/2024/R5FYhoukagaiyo.pdf
9. 令和6年度 中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上 ..., 12月 11, 2025にアクセス、
https://chizai-kinyu.go.jp/cms/wp-content/uploads/%E4%BB%A4%E5%92%8C6%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%8D%E3%82%B9%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E5%85%AC%E5%8B%9F%E8%A6%81%E9%A0%98_20240708.pdf
10. 2024 事務年度金融行政方針 - 実績と作業計画, 12月 11, 2025にアクセス、
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf>
11. 知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関する ..., 12月 11, 2025にアクセス、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/governance_guide_v2_logo.html
12. 知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0 (2024年2月 ... - 経団連, 12月 11, 2025にアクセス、https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2024/0215_09.html
13. 知財・無形資産ガバナンス推進協会 (IPIAGPA), 12月 11, 2025にアクセス、
<https://ipiagpa.net/>
14. 知的財産の価値評価について - 特許庁, 12月 11, 2025にアクセス、
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/document/index/Valuation_of_Intellectual_Property_JP.pdf
15. 新経済連盟 未上場株式市場整備の 規制改革要望, 12月 11, 2025にアクセス、
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2310_02startup/240403/startup02.pdf
16. 日本最大のスタートアップ・セカンダリー General Atlanticと ..., 12月 11, 2025にアクセス、<https://coralcap.co/2025/11/japans-largest-startup-secondary/>
17. 中国の知的財産概況 - WIPO, 12月 11, 2025にアクセス、
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2025_3/wipo_webinar_wjo_2025_3/www_643779.pdf
18. 「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会 ..., 12月 11, 2025にアクセス、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai24/siryou8.pdf
19. 企業価値担保権の活 に向けた報告書 (2024年度) - 全国銀行協会, 12月 11, 2025にアクセス、<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370327.pdf>
20. 2024年度決算 投資家説明会 - 三菱UFJフィナンシャル・グループ, 12月 11, 2025にアクセス、https://www.mufg.jp/dam/ir/presentation/2024/pdf/slides2503_ja.pdf